2026年11月13日

各位

会　社　名　　株式会社　セキド
代 表 者 名　　代 表 取 締 役 社 長　関戸　正実
(コード：9878　東証スタンダード)
問 合 せ 先　　取締役執行役員管理部長　弓削　英昭
(TEL.03-6300-6335)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2026年11月13日付の取締役会において、2027年１月に開催予定の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）の基準日設定について、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．本臨時株主総会に関わる基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年12月１日（火）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使できる株主とし、以下のとおり、当該基準日に関する公告をすることといたします。

（１）　基準日　　2026年12月１日（火曜日）
（２）　公告日　　2026年11月16日（月曜日）
（３）　公告方法　電子公告（当社ウェブサイトに掲載いたします）
　　http://www.sekido.com/

２．本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案等について

本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

以上